

## 地方環境事務所職員による 開披検査への立会や事前相談のあった貨物の現地確認の様子

申告のあった輸出入貨物について、税関が行う開披検査に立会い、貨物の状態を確認しました。

また、事前相談のあった貨物を取り扱う事業所において、事前相談資料との整合性等を確認し、コンテナ等に積み込まれる際、不適正な取り扱いとならないよう、事業者に対して、基準の遵守や異物除去の徹底等を指導しました。

汚れや異物の混入がある貨物（例えば、土等付着したプラスチック、ミックスメタルスクラップに使用済み家電製品が混入している貨物）や、中古利用に適さない貨物（例えば、破損や傷があるもの、コードが断線しているもの、画面保護されていないモニター等）は、廃棄物処理法又はバーゼル法に基づく規制対象物となる場合があるため、開披検査に立会い、確認を行っています。

### 開披検査への立会



開披検査（プラスチック）



土が付着したプラスチック



開披検査（オートパーツ）



開披検査（中古 PC）



メタルスクラップヤードの確認



スクラップに混入していた廃エアコン

### 事前相談のあった貨物の現地確認



通電検査（中古ブラウン管テレビ）



保管状況の確認（中古ブラウン管テレビ）